



## 「偽装請負」とはどのような形態ですか

偽装請負とは、どのようなことをいいますか。

適正な請負であるか、労働者派遣事業であるかについては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号。以下「区分基準」といいます）により判断されます。



事業の名称を請負事業と称し、契約の形式が請負契約の形式を取っていたとしても、基準に照らして判断すると、実態として労働者派遣事業に該当する場合には、労働者派遣法の適用を受けますので、同法の許可を受け又は届出をしていなければ、このような事業を行うことはできませんし、実態が労働者派遣事業であれば、その事業について労働者派遣法の規制を受けます。

このように請負契約の形式を取っていたとしても、実質的に労働者派遣事業に該当しているものが、一般に偽装請負と呼ばれています。

